特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	鳴沢村　国民年金に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴沢村は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

鳴沢村長

公表日

令和7年3月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受・審査・報告等の事務を行う 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①　被保険者の資格移異動の受付・審査・報告 ②　保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③　免除申請者や保険量未納者等の所得情報の提供 ④　免除申請者や保険料未納者等の現況届の受付・審査・報告 ⑤　障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥　障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦　その他上記に関連する業務 この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。
③システムの名称	国民年金システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、EUCシステム

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金関連情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の46項、128項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉保健課　山梨県南都留郡鳴沢村1575　電話　0555-85-3081

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健課　山梨県南都留郡鳴沢村1575　電話　0555-85-3081

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月13日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月13日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、本村のネットワークから利用しているデータセンターへの閉域網回線によるVPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報を含むデータは、必要最小限のテストデータのみを生成している。 庁内ネットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから,教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月20日	Ⅱしきい値判断項目 1いつの時点の係数か	―	平成31年2月20日時点	事後	
平成31年2月20日	Ⅱしきい値判断項目 2いつの時点の係数か	―	平成31年2月20日時点	事後	
平成31年2月20日	Ⅳ　リスク対策	―	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について追加	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	番号法　第19条第7号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）項番 7,15,25,26,27,50,62,66,68,72,75,86,87,92,94,103,106,110 （別表第二における情報照会の根拠）項番 47,48,49,50 平成31年2月20日時点	番号法　第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）項番 7,15,25,26,27,50,62,66,68,72,75,86,87,92,94,103,106,110 （別表第二における情報照会の根拠）項番 47,48,49,50 令和3年6月22日時点	事前	デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する法律令和3年9月1日施行による条項号ズレによる修正。
令和7年2月26日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の31項、95項	番号法第9条第1項　別表の46項、128項	事後	番号法改正に伴う改正
令和7年2月26日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法　第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）項番 7,15,25,26,27,50,62,66,68,72,75,86,87,92,94,103,106,110 （別表第二における情報照会の根拠）項番 47,48,49,50		事後	番号法改正に伴う改正
令和7年2月26日	Ⅳ　リスク対策　8. 人手を介在させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か　判断根拠		十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う記載内容追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	Ⅳ　リスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か　判断の根拠		鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから,教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う記載内容追加
令和7年2月26日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和3年年6月22日　時点	令和7年2月13日　時点	事前	ガバメントクラウド上への副本データ移行（本番データ移行）前のしきい値及びリスク対策等の再評価
令和7年3月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	国民年金システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、EUCシステム	事前	ガバメントクラウド上への副本データ移行（本番データ移行）前の再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅳ　リスク対策　8. 人手を介在させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か　判断根拠	―	ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、本村のネットワークから利用している 　データセンターへの閉域網回線によるVPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで 　外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報を含むデータは、必要最小限のテストデータのみを生成している。 　庁内ネットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	事前	同上